

必ず裏面をよく読んで下さい

- 1 被保険者本人が介護休業給付の支給申請手続又は育児休業給付若しくは育児時短就業給付の受給資格の確認手続を行う場合は、事業主はこの休業等開始時賃金月額証明書(本人手続用)を速やかに本人に交付すること。
- 2 その場合、介護休業を開始した被保険者は、介護休業給付金支給申請書にこの休業等開始時賃金月額証明書(本人手続用)を添えて、雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(以下「事業所管轄安定所」という。)に支給申請手続を行うこと。また、育児休業又は育児時短就業を開始した被保険者は、育児休業給付受給資格確認票又は育児時短就業給付受給資格確認票にこの休業等開始時賃金月額証明書(本人手続用)を添えて、事業所管轄安定所に速やかに提出すること。
- 3 被保険者が賃金日額特例措置対象予定者である場合は、事業主は離職票とともに、この休業等開始時賃金証明書(本人手続用)を速やかに本人に交付すること。
- 4 その場合、賃金日額特例措置対象予定者は、事業主から交付された離職票とともに、この休業等開始時賃金証明書を本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出すること。
- 5 この休業等開始時賃金月額証明書(本人手続用)を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた事業所管轄安定所に申し出ること。